

気象データ表示システム構築業務委託仕様書

1 業務の名称

気象データ表示システム構築業務

2 目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が、委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する「気象データ表示システム構築業務」を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

3 業務の目的

猪苗代湖の周辺気象に関する基礎データは猪苗代湖の水質予測等多方面の研究での利活用が期待されている。今般、そのデータをクラウド化することで、猪苗代湖水質予測モデルをはじめとした研究活動への円滑な情報の供給を目的とし、気象データ表示システムを構築する。また、多方面での利活用に向けて、構築するシステムには、気象検定を取得出来るような性能を持つ機種を組み込むものとする。

4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

5 委託業務内容

(1) 気象データ表示システム構築

ア 構築概要

乙は、気象観測のデータについて、インターネット回線等を経由し、ブラウザからのデータ閲覧・ダウンロードが可能なシステム構築を実施する。

イ システム表示の項目

システム表示の項目は下記のとおりを表示するものとする。

表1、 システム表示の項目

	項目	備考
(ア)	平均風速	
(イ)	瞬間最大風速	
(ウ)	気温	
(エ)	相対湿度	
(オ)	気圧	
(カ)	日射量	北部【5(3)ア(ア)】のみ。

ウ データ送信方法

FTP ファイル送信機能や LTE 通信機能等によって気象観測装置からクラウドへのデータ通信を可能とすること。また、表示するデータ間隔は 10 分間毎とする。なお、LTE 通信に係る契約および SIM カードは、甲が準備する。

エ データダウンロード方法

表 1 のシステム表示の項目をシステムからダウンロードを可能なものとする。ダウンロード時のデータ間隔は 10 分間毎とする。ダウンロード時のデータ形式は CSV とする。

オ セキュリティ対策

甲およびその共同研究者のみが閲覧可能とするため、ユーザー ID、パスワードを初期設定し、その情報を甲へ渡すものとする。

(2) 気象観測装置の設置

気象検定を取得可能なスペックを有する機器を設置し、風向風速計と共に気象データ表示システムへデータ送信を行う。設置する気象センサーの機種は、表 2 のとおりである。

表 2、機器構成及び数量

	機器	数量	備考
(ア)	温湿度センサー (HMP155D-L10CS)	2	
(イ)	気温計 (TPT100-L10CS)	2	
(ウ)	自然通風シエルター (FP1810)	2	
(エ)	気圧計 (PTB110-L1)	2	
(オ)	日射計 (CMP3-L10CS)	1	北部【5 (3) ア (ア)】のみ。取付け部品を含むものとする。

※その他の機器については、交換作業に必要な部品を除き、既存部品を使用するものとする。

(3) 気象観測装置の設置場所および設置方法

ア 設置場所 (図 1)

(ア) 猪苗代湖北側：福島県環境創造センター 猪苗代水環境センター
(〒969-3284 福島県耶麻郡猪苗代町三ツ和前田 38 番 2 号)

(イ) 猪苗代湖南側：防災無線柱
(〒963-1633 福島県郡山市湖南町福良中浜 3953-1)

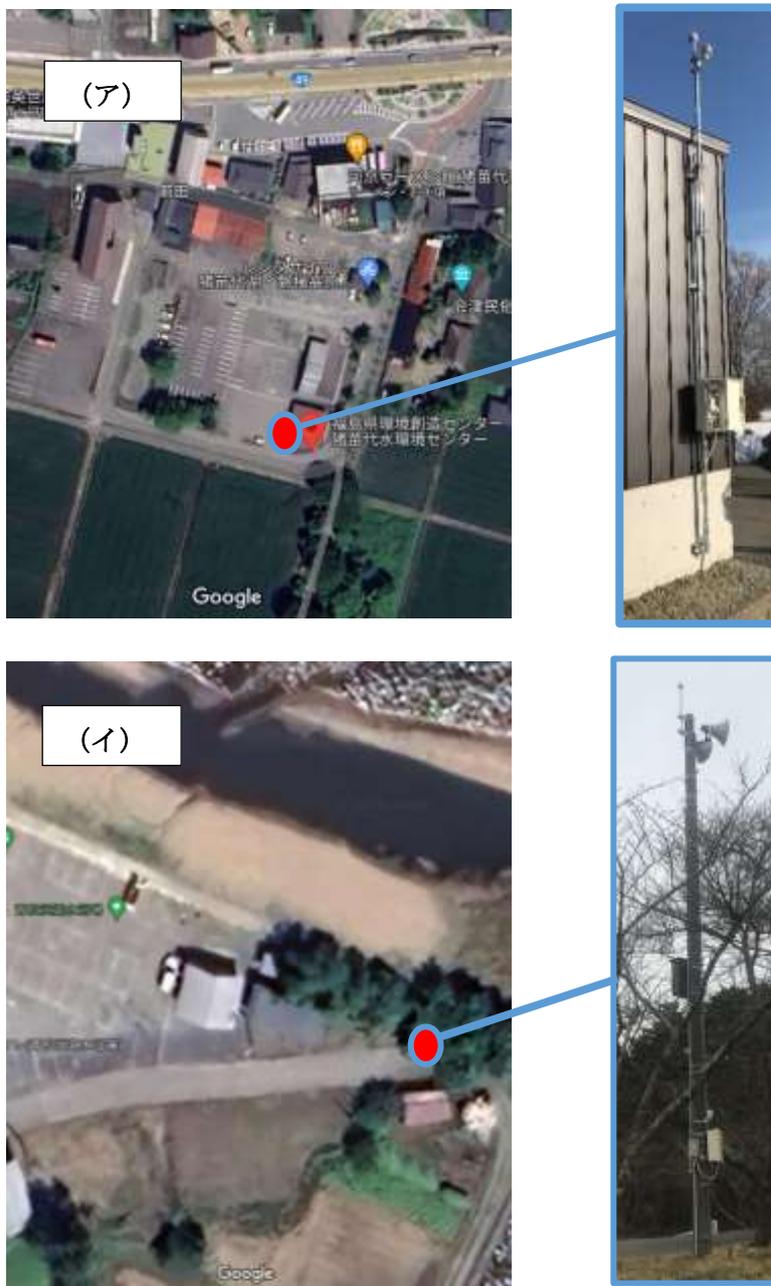


図1 設置場所及び外観（出典:Google Map）

イ 設置方法

機器は、5（2）のとおり。既存機器の取り外し及び設置の機器の取付けを実施する。乙は、付近の道路占有が必要な場合、甲へ事前に連絡とすること。なお、本委託業務内には、気象検定の取得を実施しない。

6 注意事項

- (1) 機器設置に際しては、特に危険箇所の点検、整備、養生等を十分に行い事故防止に努めること。
- (2) 資材、廃材等は乙の責任において処分すること。
- (3) 機器設置に伴う災害及び公害の防止は、関係法令などに従い、適切な処置を行うものとする。
- (4) 災害、公害、事故等が発生した場合は、速やかに適切な処置を取り、直ちにその経緯を甲に報告すること。

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 業務着手届
 - イ 工程表
 - ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 業務完了届
 - イ 業務実施報告書
 - ウ その他、甲が業務確認に必要と認める書類

8 保証

納入完了後1年間とする。

(ただし、天災等による破損、焼損の場合はこの限りではない)

9 その他

- (1) 乙は、本仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務の遂行にあたり必要な事項、器具等については、乙の責任のもとで充足及び負担すること。
- (2) 乙は、本業務に疑義が生じたとき及び本仕様書により難い事由が生じたときは、甲と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (3) 本装置の運用及び管理に必要な事項について、最終検収前に発注者の指定する職員に対し必要十分な知識、技術の教育訓練を実施するものとする。ただし、その実施場所、時期、内容等は別に協議のうえ定め、当該職員の旅費を除き教育訓練に要する資材、経費等は受注者が負担するものとする。
- (4) 受注者は、併せて発注者に対して、本装置の取扱、操作、日常の保守点検等について必要な技術指導を行うものとする。

(5) 購入物に係る機器について取扱説明書を2部提出すること。なお、取扱説明書は日本語で記載されているものであること。